

市民会館などで行う「集団接種」のお知らせ

7月8日(木)以降の予約から、接種を希望する全ての人(12歳以上の人)が対象となります。

接種日・接種会場・予約開始日 別表2のとおり
※コース14・15の1回目の接種会場は市保健センター(第二庁舎内)です。会場が狭いため、階段などで待機してもらう場合があります。また、第二庁舎駐車場が

満車の場合、本庁舎駐車場を利用してもらいます
予約方法 ▷コース14・15=今後の検証のため、「ぐんまワクチン接種LINE予約システム」のみで予約
▷コース16=L I N E 予約または予約専用電話(☎050-8882-6271・受付時間:午前8時30分~午後7時)での電話予約

(別表2) 集団接種のコース別接種人数・日時

コース	接種人数	接種日時		予約開始日	会場
		1回目	2回目		
14	300	7月17日(土)午後1時30分~4時30分	8月7日(土)午後1時30分~4時30分	7月8日(木)午前8時30分	1回目=市保健センター 2回目=市民会館
15	600	7月18日(日)午前9時~午後4時30分	8月8日(日)午前9時~午後4時30分		市民会館
16	402	7月29日(木)午後1時30分~4時30分	8月19日(木)午後1時30分~4時30分		

※各コースとも1回目と2回目セットになった予約となります。L I N E で2回目の予約をする必要はありません
※18歳未満の人の接種には、原則保護者の同意・同伴が必要となります(個別接種も同様です)

医療機関で行う「個別接種」のお知らせ

7月13日(火)以降の予約から、接種を希望する全ての人(12歳以上の人)が対象となります。

接種期間・予約開始日 別表3のとおり
協力医療機関など 別表4のとおり
※吉岡町および榛東村の医療機関は、市ホームページで確認してください
対象 ▷別表3のNo.1=高齢者(65歳以上の人)および基礎疾患を有する64歳以下の人
▷別表3のNo.2~4=接種を希望する全ての人(12歳以上の人)
予約方法 接種券(クーポン券)を用意して、次の①、②のいずれかの方法で予約してください

①別表4の①の医療機関=予約専用電話(☎050-8882-6271・受付時間:午前8時30分~午後7時)への電話予約または「ぐんまワクチン接種LINE予約システム」で予約
②別表4の②の医療機関=医療機関に直接電話して予約

(別表3) 個別接種の接種期間および予約開始日

No.	接種期間	予約開始日
1	7月12日(月)~18日(日)	7月6日(火)午前8時30分
2	7月19日(月)~25日(日)	7月13日(火)午前8時30分
3	7月26日(月)~8月1日(日)	7月20日(火)午前8時30分
4	8月2日(月)~8日(日)	7月27日(火)午前8時30分

(別表4) 個別接種ができる市内医療機関一覧

医療機関によって予約日や予約方法が異なります。また、接種期間(別表3参照)によって、予約を受けない医療機関がある場合があります。

① 渋川市の予約専用電話(☎050-8882-6271)または「ぐんまワクチン接種LINE予約システム」で予約する市内協力医療機関

地区	医療機関	地区	医療機関
渋川	石北医院	渋川	みゆきだ内科医院
	川島医院		クリニックオガワ(女性限定)
	川島内科クリニック		森医院
	関口病院		大谷内科クリニック
	高野外科胃腸科医院		神山内科医院
	塚越クリニック		北毛病院
	中野医院		いのうえ耳鼻咽喉科
	奈良内科医院	伊香保	北毛診療所
	湯浅内科クリニック		原沢医院
	井口医院		渋川医療センター
	斎藤内科外科クリニック	赤城	赤城開成クリニック
	渋川中央病院		あかぎ診療所
	とまるクリニック		北関東循環器病院
	ふるまき内科医院	北橋	上之原病院
	青い鳥ファミリークリニック		

※L I N E の2回目の予約日および予約時間は、1回目に予約した医療機関の、原則3週間後の同じ時間になりますので、L I N E で2回目の予約をする必要はありません
※北毛診療所および上之原病院が追加になりました(予約開始は7月13日(火)から)

② 直接病院で予約を受ける市内協力医療機関

地区	医療機関など
渋川	慶生医院 (TEL22-0210) かかりつけの人のみ
	有馬クリニック (TEL24-8818) 予約受付対応日:月・火・水・金 電話受付時間:午後1時~3時
	本沢医院 (TEL23-6411) かかりつけの人優先
北橋	佐藤医院 (TEL52-3003) かかりつけの人優先

医療機関によっては、18歳未満の人の接種ができない場合があります。詳細な情報は市ホームページで確認してください



県央ワクチン接種センターが開設されたGメッセ群馬

県央ワクチン接種センターの概要

運用期間 9月末まで
場所 Gメッセ群馬(高崎市岩井町12-24) ※駐車場完備
接種対象 18歳以上の県民 ※県央ワクチン接種センターではモデルナ社製のワクチンを使用するため、17歳以下の人は接種できません
予約方法 「ぐんまワクチン接種LINE予約システム」で予約
※2回目の接種も同センターでの接種となります(1回目の予約完了時に、自動的に2回目の予約が入ります) ※市の集団・個別接種の予約がとれている人で、同センターでの接種予約を希望する人は、必ず市の接種予約を取り消してください
当日の持ち物 接種券、本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)、予約票、お薬手帳(服薬している人)
問合せ先 県コールセンター(☎0570(001)720・受付時間:午前9時~午後8時30分)

県央ワクチン接種センターの開設に併せて、64歳以下の人の接種券を6月16日に発送しました。市の集団・個別接種は、高齢者(65歳以上の人)を優先して実施しているため、18歳~64歳の人で、早期に接種を受けた場合は、県央ワクチン接種センターを利用してください(65歳以上の人も利用できます)。
詳しくは、新型コロナウイルスワクチン接種対策室(☎健康増進課内・☎1321)へ。

(別表1) 無料シャトルバス運行表

コース名	乗降場所	出発時間			
		8:30	9:30	13:30	14:00
① 渋川	行	市役所本庁舎	8:30	9:30	13:30
	帰	県央ワクチン接種センター	11:30	12:30	16:00
② 伊香保	行	伊香保体育館駐車場入口	8:30	9:30	
	帰	市役所本庁舎	8:50	9:50	
③ 小野上子持	行	県央ワクチン接種センター	12:00	13:00	
	行	旧小野上保健センター	8:00	9:00	
	行	子持行政センター	8:20	9:20	
	行	市役所本庁舎	8:40	9:40	
④ 赤城北橋	行	県央ワクチン接種センター	11:30	12:30	
	帰	赤城行政センター西側駐車場	8:30	9:30	
	行	北橋行政センター	9:00	10:00	
	帰	県央ワクチン接種センター	12:00	13:00	

※道路の状況により遅れる場合があります

県央ワクチン接種センターへの無料シャトルバスを運行します
期間 7月5日(月)~8月31日(火)
乗降場所・時間 別表1のとおり
対象 乗車日に県央ワクチン接種センターで接種予約をしている人
※付添人は1人まで乗車できます
利用方法 各乗場から直接乗車(予約不要・接種券を乗務員に提示)
問合せ先 交通政策課(☎22264)

LINE予約の支援を拡充しました
LINE予約の方法に不安がある人へのサポート窓口で、スマートフォンやタブレットを持っていない人への支援を開始しました。
期間 高齢者の接種予約がおおむね終了するまで



市の予約をする際の注意事項
①電話とLINEで上限を設けて受け付けます
②上限に達し次第受け付け終了となります
③予約開始日に定員に達しない場合は、翌日以降も受け付けます
④今回掲載した日程以降も接種は実施します

キャンセル待ちの受け付けをします
7月12日(月)から、市の集団・個別接種のキャンセル待ちを受け付けます。希望する人は、予約専用電話(☎050(8882)6271・受付時間:午前8時30分~午後7時)に電話してください。
なお、集団・個別接種の予約開始日は、電話が混み合うため避けてください。

65歳以上のまだ予約ができていない人へ
ワクチン接種を希望しているが、まだ予約ができていない65歳以上の人を対象に、調査を実施します。希望者には接種機会を設ける予定です。詳細は「広報しづかわ」7月15日号でお知らせします。

早期の接種は「県央ワクチン接種センター」で



集団接種会場でのタクシー利用を支援

1 タクシー利用券を追加交付します

高齢者のワクチン接種の早期完了を目指して、タクシー利用券を拡充します。

追加交付枚数 1人24枚(1枚500円、計1万2000円分)

対象者 次の①②③の全てに

▽今年度既に申請した人Ⅱ市から直接タクシー利用券を郵送しますので、新たな申請は不要です

▽申請していない人Ⅱ申請書(交通政策課、各行政センター、市ホームページにあります)に必要事項を記入し、交通政策課または各行政センターに提出してください

※申請をするときは身分証明書(保険証など)を持参してください

※申請期限は令和4年2月28日

3 会場に「移動支援員」を配置します

集団接種会場でのタクシー手配などを行う「移動支援員」を配置します。タクシーの乗車案内などをすることで、速やかな帰宅を支援します。

問合せ先 交通政策課またはコロナワクチン接種高齢者移動支援センター

低所得の子育て世帯を支援

対象者 平成15年4月2日以後に生まれた児童を養育し、次の①～③のいずれかに該当する人

①令和3年度の住民税均等割が非課税で、平成15年4月2日～平成18年4月1日の間に生まれた児童を養育している

②令和3年度の住民税均等割が非課税で、職場から児童手当を受給している

③新型コロナの影響で家計が急変し、住民税均等割が非課税水準まで下がった

※ひとり親世帯として給付を受けた人は除く

※令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当に該当する人で、令和3年度の住民税均等割が非課税の人は申請不要です

給付額 児童1人につき5万円

申請方法 しぶかわ子育て応援ナビをご覧ください

申請期限 令和4年2月28日(月) ※消印有効

詳しくは、☎こども課(☎2415)へ。

高齢者のワクチン接種を支援する3つの取り組み

新型コロナウイルスの接種に関して、運転免許証を持たない75歳以上の高齢者の接種会場への移動手段の確保が課題となっています。そこで、接種会場への移動支援として、タクシー利用券の交付などの3つの取り組みを実施します。詳しくは、☎交通政策課(☎2264)へ。

当ではまる人

①市内に住所を有し、居住している

②令和4年3月31日(木)時点で75歳以上である

③運転免許証を持っていない

※今年度のタクシー利用券交付対象者と同じ要件です

申請方法

2 接種会場までの移動を支援します

ワクチン接種会場までの移動に関する相談を受け付ける「渋川市コロナワクチン接種高齢者移動支援センター」を開設します。

開設場所 交通政策課内(市役所第二庁舎・☎0120(913)123)

開設時間 月～金曜日午前9時～午後5時(閉庁日を除く)

日(月)です

※新たに交付申請した人には申請後、郵送で交付します

※窓口での即日交付はできません

医療従事者を応援



ふるさと感謝券を贈呈します

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、懸命に治療にあたり、渋川市の医療を支える医療従事者の皆さんを応援するため、市内の登録店舗で利用できる「渋川市ふるさと感謝券」1万円分を贈呈します。

対象 ▽市内の保険医療機関(病院、診療所(歯科診療所含

▽市内に勤務する医療従事者(む)に勤務する医療従事者▽コロナワクチン予防接種に協力する薬剤師

▽指定訪問看護ステーションに勤務し患者と接する看護師

※市内在住でも市外の医療機関で勤務する人は対象外です

申請方法 医療機関などが対象者を取りまとめて、申請書類(市ホームページにあります)に必要事項を記入の上、郵送または直接政策創造課(☎377-8501・石原80)へ

※個人での申請はできません。主に勤務する市内の医療機関から申請してください

申請期限 7月30日(金)

ホームページID 8469

詳しくは、☎政策創造課(☎21880)へ。

新型コロナウイルスに負けるな！

飲食関連事業者と市内飲食店を支援します



新型コロナの感染拡大に伴う県の営業時間短縮要請等により、経営に打撃を受けた市内の飲食関連事業者などと、県の協力金の対象とならない市内飲食店に対し、市が独自に支援金を交付します。

詳しくは、☎商工振興課(☎2596)へ。



飲食関連事業者などに一律5万円を支給します

支給対象者 市内の飲食関連事業者など(飲食料品、割り箸、おしぼり、タクシー、運転代行業者など)で、次の全ての条件に該当する者

①令和3年5月8日時点で市内に事業所を有する中小企業基本法に規定する小規模企業者

②法人の場合は法人税申告を、個人の場合は所得税または住民税に関する事業所得の申告をしている

※本社が市外に所在する法人および支店は除く

③まん延防止等重点措置区域の飲食店等と令和元年6月から令和3年5月までの間に直接取引などがある

※県の時短要請などの対象となる飲食店や公共法人、政治・宗教団体は除く

④支援金受領後も、企業活動を継続する意欲がある

⑤市暴力団排除条例に定める暴力団に関係する者ではない

⑥性風俗営業に該当する者ではない

⑦市税を滞納していない

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い徴収が猶予されている場合は除く

支給要件

①令和3年5月または6月の売上高が、前年または前々年の同月の売上高と比較して30%以上減少していること

②令和2年6月2日～令和3年5月7日の間に創業をした事業者は、直近の月割りまたは日割り計算で売上高の比較を行うものとする

支給金額 1事業者当たり5万円(1事業者1度限り)

申請方法 申請書類(商工振興課または市ホームページにあります)に添付書類を添えて、原則郵送で商工振興課(☎377-8501・石原80)へ

※詳細は、市ホームページ(ID=8466)で確認してください

申請期限 9月30日(木) ※必着

県の協力金対象とならない飲食店に支援金を交付します

支給対象者 市内に対象店舗を有し、次の全ての条件に該当する法人または個人

①新型インフルエンザ等特別措置法に基づく営業時間短縮の要請に該当する店舗で、食品衛生法の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている

※宅配・テイクアウトサービスを除く

②県が実施する感染症対策営業時間短縮要請協力金およびまん延防止等重点措置適用に伴う営業時間短縮要請協力金が支給されない

③小規模飲食店事業者で、法人の場合は法人税申告を、個人の場合は所得税または住民税に関する事業所得の申告をしている

※本社が市外に所在する法人および支店は除く

④市暴力団排除条例に定める暴力団に関係する者ではない

⑤市税を滞納していない

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い徴収が猶予されている場合は除く

支給要件

①時短要請期間は酒類の提供を午後7時まで、まん延防止等重点措置期間は酒類の提供およびカラオケ設備の利用を終日自粛しており、業種別のガイドラインを順守し、感染防止対策を徹底している

②営業時間が午後8時までである

支給金額 前々年度または前年度の5月および6月の1日当たりの平均売上高の2割×時短営業日数(1日支援金の上限額は5万円)

申請方法 申請書類(商工振興課または市ホームページにあります)に添付書類を添えて、原則郵送で商工振興課(☎377-8501・石原80)へ

※詳細は、市ホームページ(ID=8465)で確認してください

申請期限 9月30日(木) ※必着